# 福島作業科学セミナー開催支援事業　実施要綱

平成24年４月１日

## １　目的

福島での開催は、現地会員のセミナー誘致の希望などを含め、今回の東北大震災の被災地でのセミナーの開催が東北地方の支援に繋がると考え、福島県で開催を決めた。さらに、作業科学セミナーは、過去16回実施されたが（うち、開催予定１箇所を含む）、東北地方での開催は初めてであり、福島県で開催することにより、今後の作業科学の研究交流と学問的発展に寄与するものと思われる。

福島セミナー開催支援事業（以下、「事業」という。）は、作業科学セミナーの開催に際し、販売する「物」を通して、福島での作業科学セミナーの開催を参加者に広く周知することにより、福島県作業科学セミナー開催の一層の活性化を支援することを目的とする。併せて、この取り組みは、作業科学セミナー開催地から次期以降の開催地へと作業科学の発展を望む思いを繋ぎ、その全国的な展開に寄与するものである。

## ３　事業内容

（１）物品の作製および販売を行う。

（２）収益は、作業科学研究会福島県作業科学セミナーの開催の運営費とする。

## ４　実施方法

（１）福島セミナー開催支援事業プロジェクトチーム（以下、「プロジェクトチーム」という。）を設立し、物品の作製および販売計画を作成する。

（２）物品の作製は、福島県内事業所（作業所を含む）を活用する。なお、作製および購入が困難な場合には、これに限らない。

（３）物品の販売は、当該年度作業科学セミナー会場および作業科学研究会ホームページにて実施する。

（４）物品の販売による収益は、当該年度作業科学研究会収支決算に報告し、当事業運営費として別に計上する。

## ４　実施主体

（１）実施主体は、当該年度の作業科学セミナー実行委員会（以下、「実行委員会」という。）とする。

（２）実行委員会は、福島セミナー開催支援事業プロジェクトチーム職員を任命する。また、実施の実情に応じ、作業科学研究会に支援を求めることができる。

## ５　販売価格

物品販売の価格は、作製にかかる費用に上乗せし設定することができる。なお、販売価格は、プロジェクトチームが決定し、実行委員会の承認を得なければならない。

## ６　予算及び決算報告

物品の作製等にかかる費用は、当該年度の作業科学セミナーの運営費用による。また、事業の収支は、作業科学セミナー収支決算に報告しなければならない。

**７　事業の終了**

事業は、福島県作業科学セミナーの開催をもって終了とする。

**８　その他**

上記項目に該当しない場合には、実行委員会およびプロジェクトチームの協議の上、決定する。